

○独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 5 号)

改正 平成 17 年 11 月 17 日規程第 13 号 平成 18 年 6 月 1 日規程第 13 号
平成 19 年 3 月 27 日規程第 5 号 平成 19 年 3 月 27 日規程第 6 号
平成 20 年 3 月 28 日規程第 5 号 平成 21 年 3 月 31 日規程第 6 号
平成 21 年 11 月 30 日規程第 12 号 平成 22 年 3 月 26 日規程第 2 号
平成 22 年 11 月 30 日規程第 15 号 平成 23 年 12 月 27 日規程第 14 号
平成 24 年 3 月 30 日規程第 11 号 平成 25 年 3 月 26 日規程第 5 号
平成 25 年 6 月 25 日規程第 9 号 平成 26 年 3 月 25 日規程第 1 号
平成 26 年 11 月 25 日規程第 9 号 平成 27 年 3 月 31 日規程第 3 号
平成 28 年 2 月 23 日規程第 2 号 平成 28 年 9 月 30 日規程第 18 号
平成 28 年 11 月 25 日規程第 35 号 平成 28 年 12 月 28 日規程第 39 号
平成 29 年 3 月 31 日規程第 8 号 平成 30 年 1 月 31 日規程第 1 号
平成 30 年 11 月 27 日規程第 10 号 令和元年 11 月 26 日規程第 7 号
令和 4 年 9 月 26 日規程第 6 号 令和 4 年 10 月 17 日規程第 7 号
令和 5 年 11 月 7 日規程第 13 号 令和 6 年 11 月 7 日規程第 19 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)
- 第 2 章 基本給(第 4 条―第 14 条)
- 第 3 章 諸手当(第 15 条―第 22 条)
- 第 4 章 雑則(第 23 条―第 33 条)
- 附則

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 独立行政法人環境再生保全機構職員就業規則(平成 16 年規程第 3 号。以下「就業規則」という。)第 2 条第 1 項に規定する職員(以下「職員」という。)の給与の支給については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第 2 条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の区分により支給する。

- (1) 基本給 本俸、役職手当及び扶養手当とする。
- (2) 諸手当 特別都市手当、住居手当、時間外勤務手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び業績手当とする。

(給与の支払)

第 3 条 職員の給与は、職員の指定する本人名義の口座への振込によって支払う。ただし、職員が希望する場合は、通貨で直接職員にその全額を支払うことができる。

- 2 法令等に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき金額から、控除すべき金額を控除して支払うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、職員が死亡した場合は、独立行政法人環境再生保全機構職員退職手当支給規程(平成16年規程第10号。以下「職員退職手当支給規程」という。)第13条に定める遺族に支給する。

第2章 基本給

(本俸)

第4条 職員の受ける本俸は、月額としその額は、その職務の複雑、困難及び責任の度合に応じ、独立行政法人環境再生保全機構職員本俸基準表(別表第1)により決定する。

(初任給)

第5条 新たに職員として採用された者の初任給は、次の基準により決定する。

- (1) 大学卒業 6等級37号俸
 - (2) 高等学校卒業 6等級17号俸
 - (3) 中学校卒業 6等級1号俸
- 2 前項に規定するもののほか、初任給の決定に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(昇格)

第6条 職員が昇任したとき又は特に昇格させることが必要と認められたときは、その職員が現に格付されている職務の等級の1等級上位の等級に昇格させることができる。

- 2 前項の規定により1等級上位の等級に昇格させるとき及び職員の等級を1等級上位に昇格させた場合におけるその者の号俸の決定は、別に定めるものとする。

(降格)

第7条 人事評価の結果において、職務遂行能力が著しく低下し、あるいは不足していると認められるとき、又は勤労意欲が著しく喪失したと判断されるとき、又は就業規則の懲戒に該当する行為があったとき、理事長は当該職員を降格することができる。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、原則として、7月1日に、前年度におけるその者の業績等の評価の結果に基づいて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の俸給の昇給の号俸数を4号俸(2等級以上である職員にあつては、3号俸)とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 4月1日において55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸(2等級以上である職員にあつては、3号俸)」とあるのは、「0号俸」とする。

- 4 職員の本俸が、その職員の現に格付けされている職務の等級における本俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一等級にある間は昇給させない。
- 5 前各項に規定するもののほか、昇給の実施については、別に定めるものとする。

第9条 削除

(本俸の支給定日)

第10条 職員の本俸は、毎月17日(その日が就業規則第11条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日の最も近い休日でない日。以下「支給定日」という。)に、その月分を支給する。

(採用、退職等の場合の本俸の支給)

第11条 新たに職員となった者には、その者が職員となった日から本俸を支給し、昇給、昇格等により本俸の額に異動を生じた者には、その異動を生じた日から新たに定められた本俸を支給する。

2 職員が退職(死亡した場合を除く。)し、又は解雇された場合には、その者が退職し、又は解雇された日までの本俸を支給する。

3 職員が死亡した場合は、その死亡した日の属する月の本俸の全額を支給する。

(本俸の日割計算)

第12条 本俸を支給する場合であって採用、解雇等により、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のとき、その月分の本俸額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額とする。

(役職手当)

第13条 役職手当は、次の各号に掲げる職にある職員に対して支給する。

(1) 上席審議役、部長、室長及び次長

(2) 課長及び上席調査役

(3) 課長代理

2 役職手当の月額は、次の各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職にある職員 111,000 円

(2) 前項第2号に掲げる職にある職員 78,000 円

(3) 前項第3号に掲げる職にある職員 37,000 円

3 プロジェクトグループに係る役職手当は、前2項の規定にかかわらずグループリーダー、サブリーダー及び別に定める職務に指名されている職員に対し、その指名に係る期間、当該プロジェクトに係る経費より支給するものとする。これらの役職手当の額は、グループリーダーについては前項第1号、サブリーダーについては同項第2号、別に定める職については同項第3号にそれぞれ定める額とする。ただし、プロジェクトグループに係る役職手当を支給されている職員が前項により別に役職手当を支給され

ている場合における当該職員に支給する役職手当の額は、プロジェクトグループに係る役職手当の額から別途支給される役職手当の額を差し引いた額(この差額が負となる場合は零とする。)に当該別途支給される役職手当の額を加えたものとする。

- 4 前2項の規定による額が、別に定める額から職員が受ける本俸の月額と扶養手当の月額の合計額を差し引いて得た額以上の額となる場合には、その者に支給する役職手当の月額は、前項の規定にかかわらずその差し引いて得た額に満たない別に定める額とする。
- 5 第10条から第12条までの規定は、役職手当の支給について準用する。
- 6 第17条に規定する時間外勤務手当は、第1項第1号及び第2号に掲げる職にある職員に対しては支給しない。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 削除

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、前項第2号に該当する扶養手当については1人につき13,000円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(別表第1の1等級に該当する職員にあっては、3,500円)とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 第10条の規定は、扶養手当の支給について準用する。ただし、支給定日までに扶養手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その後を支給することができる。
- 6 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 諸手当

(特別都市手当)

第15条 特別都市手当は、別表第2に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

- 2 特別都市手当の月額は、本俸、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、別表第2に掲げる地域の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 第10条から第12条までの規定は、特別都市手当の支給について準用する。
- 4 前3項に規定するもののほか、特別都市手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第16条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2項において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員には、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。

- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- 2 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）が居住するための住宅（次項に規定する宿舍等を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものには、第1項の規定の例により算出した額の2分の1の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる職員については、同項の住居手当は支給しない。
- (1) 国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、地方公共団体又は公庫・事業団等(以下「国等」という。)から貸与された宿舍に居住している職員
 - (2) 父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員
- 4 第10条の規定は、住居手当の支給について準用する。ただし、支給定日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当)

第17条 所定の勤務時間外又は休日における勤務を命ぜられた職員には、その全時間に対して、勤務1時間につき、第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午

前5時までの間であるときは、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 休日以外の日における勤務時間を超える勤務 100分の125

(2) 休日における勤務 100分の135

2 所定の勤務時間外における当該勤務(日曜日の勤務を除く。)時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全期間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、次項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 第1項及び前項の勤務1時間当たりの給与額は、本俸、役職手当及びこれらに対する特別都市手当の月額合計額に12を乗じて得た額を別に定める1年間の総労働時間数で除して得た額とする。

4 時間外勤務手当は、一の月の分を次の月における支給定日に支給する。

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの

運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道 5 キロメートル未満である職員 2,000 円

イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4,200 円

ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 7,100 円

エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 10,000 円

オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 12,900 円

カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 15,800 円

キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 18,700 円

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 21,600 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 24,400 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 26,200 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 28,000 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 29,800 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

- (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額(1 か月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第 1 号に定める額又は前号に定める額

- 3 在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののう

ち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事務所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの特別料金等の2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、職員退職手当支給規程第11条に規定する国家公務員等であった者から引き続き本俸基準表の適用を受ける職員となった者その他同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。ただし、当該日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第19条 在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事務所の移転の直前の住居から当該事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤する

ことが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000 円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じ、別に定める額を加算した額)とする。
- 3 職員退職手当支給規程第 11 条に規定する国家公務員等であった者から引き続き本俸基準表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前 2 項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。
- 4 第 10 条の規定は、単身赴任手当の支給について準用する。ただし、支給定日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

- 第 20 条 第 13 条の規定に基づき役職手当の支給を受ける職員で同条第 6 項の適用を受ける職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午後 10 時から午前 5 時までの間であって所定の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
 - 3 管理職員特別勤務手当の額は、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第 1 項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。
 - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において別に定める額

- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第21条 削除

(賞与)

第22条 賞与は、期末手当及び業績手当とする。

- 2 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び第30条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、解雇され、又は死亡した職員についても別に定める場合を除き同様とする。
- 3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本俸及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額を基礎として機構の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮して理事長が別に定める基準により計算した額とする。
- 4 次表に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本俸の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に同表に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ対応する同表の加算割合を乗じて得た額(第13条に規定する役職手当の支給を受けている職員(休職されている職員のうち業務上又は通勤により休職にされた職員に該当する職員以外の職員を除く。))のうち第13条第1項第1号又はプロジェクトグループリーダーの職にある職員については、その額に本俸の月額に100分の23を、同項第2号又はプロジェクトグループサブリーダーの職にある職員については、その額に本俸の月額に100分の14を乗じて得た額をそれぞれ加算した額)を加算した額を基礎とする。

職員	1等級	2等級	3等級	4等級
加算割合	100分の20	100分の15	100分の10	100分の5

- 5 業績手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、解雇され、又は死亡した職員についても、別に定める場合を除き同様とする。
- 6 業績手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本俸の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額を基礎として機構の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮して理事長が定める基準により計算した額を職員の勤務成績に応じて増減した額とする。
- 7 第4項の規定は、第5項の業績手当の基礎となる額について準用する。この場合において、第4項中「前項」とあるのは、「第5項」と読み替えるものとする。

- 8 国等の職員から引き続き独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)の職員となった者で理事長が指定する者については、その者が国等に在職した期間は、機構の職員として在職した期間に通算するものとする。
- 9 前各項に規定するもののほか、賞与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 雑則

(給与の減額)

第23条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第17条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(欠勤者の給与)

第24条 職員が傷病により欠勤したときは、引き続き欠勤した期間のうち、欠勤を始めた日から90日に限り本俸、扶養手当、単身赴任手当、特別都市手当及び住居手当の全額を支給し、それ以後の欠勤した期間については、扶養手当及び単身赴任手当はその全額を、本俸、特別都市手当及び住居手当はその半額を支給する。

- 2 一の傷病が治癒し、他の傷病による欠勤が続いている場合においては、当初の傷病による欠勤の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における欠勤の日については、扶養手当及び単身赴任手当はその全額を、本俸、特別都市手当及び住居手当はその半額を支給する。

(欠勤等の取扱い)

第25条 前条の規定にかかわらず就業規則第56条第3項、第58条第2項又は第59条第2項の規定により、出勤として取り扱われた職員に対しては、給与の全額を支給する。

(休日等の取扱い)

第26条 休日(日曜日及び土曜日を除く。)、年次休暇、特別休暇及び生理休暇で有給の休暇とする日については、給与の全額を支給する。

(介護休暇者等の給与)

第27条 職員が就業規則第32条に規定する介護休暇又は就業規則第33条に規定する介護時間により勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第17条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 介護休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合には、当該介護休暇を受けた期間の2分の1以下に相当する期間を引き続き勤務した期間とみなして、本俸月額を調整することができる。

- 3 前2項に規定するもののほか、介護休暇者等の給与について必要な事項は、別に定める。

(退職者の給与)

第28条 就業規則第47条第2項に規定する退職者の給与については、次の各号による。

(1) 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職を命ぜられた場合は、休職期間中給与の全額を支給する。

(2) 職員が就業規則第45条の規定により休職を命ぜられた場合は、本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び期末手当(イに掲げる場合は期末手当を除く。)に次に定める割合を乗じて得た額を支給する。

ア 就業規則第45条第1項第1号の規定により休職を命ぜられた場合

当該休職期間が満1年に達するまでは100分の80

当該休職期間が満1年を超えるときは100分の60

イ 就業規則第45条第1項第2号の規定により休職を命ぜられた場合 100分の60以内

ウ 就業規則第45条第1項第3号の規定により休職を命ぜられた場合 その都度定める

(育児休業職員等の給与)

第29条 職員が就業規則第30条の規定により育児休業をしている期間及び就業規則第30条の2の規定により出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 育児休業(出生時育児休業を含む)をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、本俸月額を調整し、昇給期間を短縮する。

3 職員が就業規則第31条の規定により部分休業により勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第17条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、育児休業職員等の給与について必要な事項は、別に定めるものとする。

第30条 基準日に育児休業(出生時育児休業を含む)をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(休暇の期間その他就業規則に基づき勤務を要しないとされる期間のうち次の各号に掲げる期間を除いた期間を含む。)がある職員には、前条第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

(1) 就業規則第30条に規定する育児休業をしていた期間

(2) 就業規則第30条の2に規定する出生時育児休業をしていた期間

(3) 就業規則第64条第1項第3号の規定により停職にされていた期間

(4) 就業規則第45条の規定により休職にされていた期間(第28条第1号に規定する場合を除く。)

2 基準日に育児休業(出生時育児休業を含む)をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、前条第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当を支給する。

(懲戒の場合の給与)

第 31 条 懲戒処分を行った場合の給与については、別に定める。

(端数の処理)

第 32 条 この規程により計算した金額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第 33 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 13 条第 3 項に規定する別に定めるプロジェクトグループの職務については、当分の間、プロジェクト主査とする。
- 3 機構設立の際、公害健康被害補償予防協会(以下「協会」という。)又は環境事業団(以下「事業団」という。)の職員であった者の昇給期間については、第 8 条の規定にかかわらず、機構の職員として勤務したものとみなしてその者の昇給期間に通算する。
- 4 第 22 条第 6 項に規定する勤務成績については、平成 16 年度においては、従前の例により、平成 17 年度以降については、職務業績評価の結果をもとに理事長が定めるものとする。
- 5 平成 16 年 6 月 1 日を基準日として支給される賞与については、平成 16 年 3 月 31 日以前に協会及び事業団の職員として勤務した在職期間及び勤務期間は、機構の職員として勤務した在職期間及び勤務期間とみなして算定する。

(昇給停止に関する経過措置)
- 6 平成 11 年 4 月 1 日(以下この項において「基準日」という。)前から引き続き協会職員本俸基準表又は事業団職員本俸基準表(以下「本俸基準表」という。)の適用を受けていた職員のうち基準日において 50 歳を超え、かつ、53 歳を超えないものについては、第 8 条第 4 項の規定にかかわらず、55 歳に達した日後も、1 回に限り、昇給させることができる。ただし、別に定める職員については、この規定による昇給をさせることができない。

(55 歳を超える職員の本俸の減額支給等)
- 7 第 4 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までの間、55 歳を超える職員(第 13 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる職にある職員に限る。以下この項において「特定職員」という。)に対する本俸の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該職員の本俸から当該本俸に 100 分の 1.5 を乗じて得た額に相当する額を減ずるものとする。

- 8 前項の規定の適用を受ける職員に係る特別都市手当の支給に当たっては、その者の特別都市手当の月額から、前項により減ずる額に相当する額に特別都市手当の割合を乗じて得た額を減ずるものとする。
- 9 第7項の適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、業績手当及び休職者の給与の支給に当たっては、前二項の規定を準じて算定するものとする。

附 則(平成17年11月17日規程第13号)

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成18年6月1日規程第13号)

改正 平成19年3月27日規程第5号 平成20年3月28日規程第5号

平成21年3月31日規程第6号 平成21年11月30日規程第12号

平成22年11月30日規程第15号

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成18年6月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程の規定は、同年4月1日から適用する。ただし、第8条の改正規定は、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等に使用されている者については平成19年1月1日から施行し、それ以外の職員については平成19年4月1日から施行する。

(本俸に係る経過措置)

- 2 前項に規定する適用日において、適用日の前日から引き続き独立行政法人環境再生保全機構職員本俸基準表(以下「本俸基準表」という。)の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸の月額が同日において受けていた本俸の月額に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、本俸の月額のほか、その差額に相当する額を加えた合計額に当該職員に適用される等級及び号俸に対応する次の表に掲げる改定率を乗じて得た額を本俸として支給する。

等級	号俸	改定率
1 等級	1 号俸から 16 号俸まで	100 分の 99.4
	17 号俸から 20 号俸まで	100 分の 99.3
	21 号俸から 27 号俸まで	100 分の 99.2
	28 号俸から 36 号俸まで	100 分の 99.1
	37 号俸から 38 号俸まで	100 分の 99
	39 号俸から 40 号俸まで	100 分の 98.9
	41 号俸から 44 号俸まで	100 分の 98.8
	45 号俸から 56 号俸まで	100 分の 98.7

	57号俸から77号俸まで	100分の98.6
2等級	1号俸から36号俸まで	100分の99.4
	37号俸から48号俸まで	100分の99.3
	49号俸から50号俸まで	100分の99.2
	51号俸から53号俸まで	100分の99.1
	54号俸から56号俸まで	100分の99
	57号俸から64号俸まで	100分の98.8
	65号俸から80号俸まで	100分の98.7
	81号俸から85号俸まで	100分の99.6
3等級	1号俸から44号俸まで	100分の99.5
	45号俸から56号俸まで	100分の99.4
	57号俸から58号俸まで	100分の99.3
	59号俸から61号俸まで	100分の99.2
	62号俸から72号俸まで	100分の99.1
	73号俸から92号俸まで	100分の99
	93号俸	100分の98.9
4等級	1号俸から8号俸	100分の99.7
	9号俸から12号俸まで	100分の99.6
	13号俸から48号俸まで	100分の99.5
	49号俸から60号俸まで	100分の99.4
	61号俸から62号俸まで	100分の99.3
	63号俸から65号俸まで	100分の99.2
	66号俸から76号俸まで	100分の99.1
	77号俸から96号俸まで	100分の99
	97号俸から109号俸まで	100分の98.9
5等級	1号俸から36号俸まで	100分の99.7
	37号俸から40号俸まで	100分の99.6
	41号俸から76号俸まで	100分の99.5
	77号俸から88号俸まで	100分の99.4
	89号俸	100分の99.3
6等級	1号俸から76号俸まで	100分の99.7
	77号俸から80号俸まで	100分の99.6
	81号俸から93号俸まで	100分の99.5

- 3 適用日以降に新たに本俸基準表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前項の規定による本俸を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、本俸を支給する。

- 4 前2項の規定による本俸を支給される職員に関する第13条第2項、第15条第2項、第17条第2項並びに第22条第3項及び第6項の規定並びに独立行政法人環境再生保全機構職員退職手当規程(平成16年規程第10号)第3条の規定の適用については、第13条第2項中「本俸の月額」とあるのは「附則第2項又は第3項の規定による本俸の月額」と、第15条第2項、第17条第2項及び第22条第3項中「本俸」とあるのは「附則第2項又は第3項の規定による本俸」と、同条第6項中「本俸の月額」とあるのは「附則第2項又は第3項の規定による本俸の月額」とし、同規程第3条中「本俸の月額」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年規程第13号)附則第2項又は第3項の規定による本俸の月額」とする。
(特別都市手当に関する経過措置)
- 5 第15条第2項の規定にかかわらず、大阪府大阪市に在勤する職員の特別都市手当の支給割合は、平成22年3月31日までの間は100分の8とする。

附 則(平成19年3月27日規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(役職手当に関する経過措置)
- 2 第13条第2項の規定にかかわらず、この規程による改正後の環境再生保全機構職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)第13条の規定による役職手当がこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に受けていた役職手当に達しないこととなる職員には、当該役職手当のほか、当該役職手当と施行日の前日に受けていた役職手当との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を役職手当として支給する。
- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

附 則(平成19年3月27日規程第6号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規程第5号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規程第6号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 30 日規程第 12 号)
(施行期日)

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日規程第 2 号)
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 30 日規程第 15 号)
この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 27 日規程第 14 号)
この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規程第 11 号)
(施行期日)

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の特例)

2 第 4 条の規定にかかわらず、改正後のこの規程の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員に対する本俸の支給に当たっては、本俸から、本俸に当該職員に適用される等級に対応する次の表に掲げる割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

等級	割合
1 等級及び 2 等級	100 分の 9.77
3 等級及び 4 等級	100 分の 7.77
5 等級及び 6 等級	100 分の 4.77

3 特例期間においては、次に掲げる手当の支給に当たっては、次の各号に掲げる手当の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 役職手当 当該職員（第 13 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる職にある職員に限る。）の役職手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額

(2) 特別都市手当 当該職員の本俸の月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する特別都市手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額

(3) 賞与 当該職員が受けるべき期末手当の額及び業績手当の額に、それぞれ 100 分の 9.77 を乗じて得た額

- 4 特例期間においては、勤務1時間当たりの給与額の算出及び退職者の給与の支給に当たっては、前二項の規定を勘案して算定するものとする。
- 5 特例期間においては、附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第2項及び第3項第2号及び第3号の規定の適用については、第2項中「、本俸に」とあるのは「、本俸から附則第7項に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「本俸の月額に対する特別都市手当の月額」とあるのは「本俸の月額から附則第8項に定める額に相当する額を減じた額」と、第3項第3号中「期末手当の額及び業績手当の額」とあるのは「期末手当の額及び業績手当の額から附則第9項に定める額に相当する額を減じた額」と、第4項中「前二項」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前二項」とする。

附 則(平成25年3月26日規程第5号)

この規程は、平成25年3月26日から施行する。

附 則(平成25年6月25日規程第9号)

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日規程第1号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月25日規程第9号)

(施行期日等)

この規程は、平成26年12月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月31日規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(本俸の月額に関する経過措置)
- 2 前項の施行日の前日から引き続き独立行政法人環境再生保全機構職員本俸基準表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸の月額が同日において受けていた本俸の月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、本俸の月額のほか、その差額に相当する額を加えた額(附則第7項にいう「特定職員」にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本俸として支給する。
(施行日における昇給に関する特例)

- 3 第1項の施行日における第8条第2項の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。
(平成28年3月31日までの間の特別都市手当に関する経過措置)
- 4 第1項の施行日から平成28年3月31日までの間における特別都市手当の支給に関する第15条及び別表第2の適用については、これらの規定中「100分の10」とあるのは、「100分の10を超えない範囲内で別に定める割合」とする。
(平成28年3月31日までの間の単身赴任手当に関する経過措置)
- 5 第1項の施行日から平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する第19条第2項の適用については、同項中「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で別に定める割合」とする。

附 則(平成28年2月23日規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、改正後の独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、第8条第1項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程第8条第1項の規定にかかわらず、同条第3項の4月1日において55歳を超える職員以外の職員について、平成29年4月1日に1号俸昇給させるものとする。

附 則(平成28年9月30日規程第18号)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成28年11月25日規程第35号)

(施行期日)

- 1 この規程(第14条第2項及び第3項並びに第16条第3項の改正規定を除く。以下この項において同じ。)は、平成28年12月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程(平成16年規程第5号。以下「給与規程」という。)の規定は、同年4月1日から適用する。ただし、第14条第2項及び第3項並びに第16条第3項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この規程による改正後の給与規程第14条第3項の規定の適用については、同項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(別表第1の1等級に該当する職員にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき1

0,000 円」とあるのは「に該当する扶養親族については 10,000 円、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 8,000 円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円)、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円)」とする。

- 3 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、この規程による改正後の給与規程第 14 条第 3 項の規定の適用については、同項中「6,500 円(別表第 1 の 1 等級に該当する職員にあっては、3,500 円)」とあるのは「6,500 円」とする。

附 則(平成 28 年 12 月 28 日規程第 39 号)

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規程第 8 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 1 月 31 日規程第 1 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程(平成 16 年規程第 5 号。以下「給与規程」という。)別表第 1 の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 30 年 4 月 1 日における号俸の調整)

- 2 平成 30 年 4 月 1 日において 37 歳に満たない職員(その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成 27 年 4 月 1 日において独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成 28 年規程第 2 号)による改正前の給与規程第 8 条第 1 項の規定により昇給した職員の平成 30 年 4 月 1 日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則(平成 30 年 11 月 27 日規程第 10 号)

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程(平成 16 年規程第 5 号)の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 11 月 26 日規程第 7 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程(平成 16 年規程第 5 号。以下「給与規程」という。)の規

定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 16 条第 1 項及び第 2 項の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

- 2 前項ただし書きの施行日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において改正前の給与規程第 16 条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（借間も含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内の額。以下この項において「旧手当額」という。）から改正後の給与規程第 16 条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員に対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、同条の規定にかかわらず、旧手当額から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

附 則(令和 4 年 9 月 26 日規程第 6 号)

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 10 月 17 日規程第 7 号)

この規程は令和 4 年 11 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程（平成 16 年規程第 5 号）は同年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 5 年 11 月 7 日規程第 13 号)この規程は令和 5 年 12 月 1 日から施行

し、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程（平成 16 年規程第 5 号）は同年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 6 年 11 月 7 日規程第 19 号)

この規程は令和 6 年 12 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程(平成 16 年規程第 5 号)は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 14 条第 2 項及び第 3 項、第 16 条第 2 項並びに第 20 条第 2 項の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 1 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、この規程による改正後の給与規程第 14 条第 2 項第 2 号に該当する者の第 3 項の規定の適用については、同項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」とする。
- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、この規程による改正前の給与規程第 14 条第 2 項第 1 号に定める配偶者に該当する第 3 項の規定の適用について

は、「3,000 円（ただし別表第 1 の 1 等級に該当する職員にあっては扶養手当を支給しない）」とする。

別表第 1(第 4 条関係)

	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
1	387, 700	359, 100	322, 400	308, 100	259, 900	174, 200
2	390, 800	361, 200	324, 200	308, 700	263, 700	175, 800
3	394, 000	363, 000	326, 300	309, 300	266, 700	177, 400
4	397, 100	364, 500	328, 100	309, 900	268, 200	178, 900
5	400, 100	365, 700	332, 300	310, 300	269, 700	180, 400
6	403, 300	367, 600	334, 400	311, 500	271, 600	182, 000
7	406, 400	369, 700	336, 300	313, 300	273, 500	183, 600
8	409, 500	371, 900	338, 300	314, 900	275, 400	185, 100
9	412, 600	374, 000	339, 900	316, 300	277, 300	186, 500
10	415, 800	375, 800	341, 900	317, 500	279, 200	188, 200
11	418, 800	378, 000	344, 300	318, 900	281, 000	189, 900
12	422, 000	380, 800	346, 600	320, 100	282, 100	191, 600
13	425, 000	383, 000	348, 700	321, 100	283, 300	193, 200
14	428, 200	385, 800	351, 200	322, 100	284, 300	195, 600
15	431, 300	388, 500	353, 600	323, 700	285, 800	198, 100
16	434, 400	391, 000	356, 000	325, 000	287, 200	200, 500
17	436, 900	393, 700	358, 000	326, 000	289, 000	204, 400
18	439, 900	396, 300	360, 600	328, 100	290, 900	205, 500
19	442, 900	399, 100	362, 500	329, 400	292, 700	206, 800
20	446, 100	401, 700	364, 500	331, 200	294, 400	208, 000
21	448, 400	404, 400	367, 900	332, 800	296, 000	209, 400
22	451, 500	406, 900	369, 900	335, 000	297, 900	211, 200
23	454, 700	409, 100	372, 100	337, 200	299, 700	213, 500
24	457, 700	411, 600	374, 100	339, 400	301, 600	215, 200
25	460, 600	413, 800	376, 100	341, 400	303, 500	217, 100
26	463, 500	416, 300	378, 200	343, 500	305, 400	219, 600
27	466, 500	418, 600	379, 600	345, 600	307, 300	222, 300
28	469, 600	421, 100	381, 500	347, 600	309, 200	224, 700
29	472, 000	422, 800	383, 600	349, 400	310, 700	227, 400
30	475, 100	424, 700	386, 100	351, 400	312, 400	229, 800
31	478, 100	427, 100	388, 100	353, 700	314, 100	232, 200

32	481, 100	429, 200	390, 400	355, 500	315, 200	234, 700
33	484, 200	431, 400	392, 600	357, 200	316, 900	236, 800
34	487, 100	433, 600	395, 000	358, 800	318, 600	240, 000
35	490, 000	435, 900	397, 200	361, 000	320, 000	243, 300
36	493, 000	437, 900	399, 500	362, 500	320, 800	246, 300
37	495, 300	439, 700	400, 900	363, 800	321, 100	249, 500
38	498, 500	442, 200	402, 900	365, 400	321, 200	252, 300
39	500, 900	444, 500	404, 900	366, 900	321, 300	255, 400
40	503, 500	446, 700	406, 900	367, 900	321, 400	258, 200
41	505, 800	448, 700	408, 400	368, 600	321, 500	261, 100
42	508, 600	451, 200	410, 200	369, 600	321, 600	263, 500
43	511, 600	453, 900	412, 300	370, 500	321, 700	266, 000
44	514, 500	456, 500	414, 100	371, 400	321, 800	267, 400
45	516, 300	458, 800	416, 000	372, 300	321, 900	268, 600
46	519, 300	461, 400	418, 000	372, 800	322, 000	270, 600
47	522, 300	463, 900	419, 900	373, 300	322, 100	272, 700
48	525, 100	466, 500	421, 800	373, 800	322, 200	274, 400
49	528, 100	468, 500	423, 700	373, 900	322, 300	276, 800
50	531, 000	471, 100	425, 700	374, 000	322, 400	278, 000
51	533, 900	473, 300	427, 700	374, 100	322, 500	279, 500
52	536, 800	475, 800	429, 700	374, 200	322, 600	280, 900
53	539, 600	477, 900	431, 200	374, 300	322, 700	282, 300
54	542, 400	480, 000	433, 200	374, 400	322, 800	283, 000
55	544, 700	482, 400	435, 200	375, 200	322, 900	283, 100
56	547, 600	484, 700	437, 000	377, 000	323, 000	283, 200
57	549, 900	486, 400	438, 100	378, 700	323, 100	283, 300
58	552, 600	488, 500	439, 500	380, 600	323, 200	283, 400
59	555, 300	490, 800	440, 500	382, 300	323, 300	283, 500
60	558, 000	493, 100	441, 600	384, 100	324, 100	283, 600
61	560, 700	494, 800	442, 600	385, 500	325, 300	283, 700
62	563, 100	496, 900	443, 100	387, 100	326, 800	283, 800
63	565, 500	498, 900	443, 700	388, 400	328, 400	283, 900
64	567, 900	501, 000	444, 400	390, 000	329, 500	284, 000
65	570, 300	502, 500	445, 000	391, 400	330, 900	284, 100
66	572, 600	504, 200	446, 700	392, 300	332, 000	284, 200
67	575, 000	505, 800	448, 400	393, 600	333, 500	284, 300
68	577, 200	506, 800	449, 900	394, 900	334, 500	284, 400

69	579, 600	508, 000	451, 400	396, 000	335, 600	284, 500
70	581, 800	509, 000	452, 900	397, 100	336, 900	284, 600
71	583, 800	510, 600	454, 500	398, 100	338, 100	284, 700
72	585, 800	511, 500	455, 900	399, 100	339, 400	284, 800
73	587, 600	512, 200	456, 700	399, 900	340, 400	284, 900
74	589, 600	513, 000	457, 900	400, 900	341, 400	285, 000
75	591, 500	513, 700	458, 900	401, 800	342, 500	285, 100
76	593, 200	514, 400	459, 900	402, 700	343, 600	285, 200
77	594, 800	515, 200	460, 900	403, 200	344, 200	285, 300
78		516, 900	461, 800	404, 000	345, 100	285, 400
79		518, 400	462, 700	404, 800	346, 000	285, 500
80		519, 800	463, 600	405, 600	346, 900	285, 600
81		520, 200	464, 500	406, 500	347, 700	285, 700
82		521, 500	465, 400	407, 400	348, 400	285, 800
83		522, 700	466, 300	408, 300	349, 100	285, 900
84		524, 000	467, 200	409, 100	349, 800	286, 000
85		525, 100	468, 100	409, 900	350, 400	286, 100
86		526, 100	469, 000	410, 700	350, 900	286, 200
87		527, 000	469, 800	411, 600	351, 400	286, 300
88		527, 800	470, 600	412, 300	351, 700	286, 400
89		528, 500	471, 400	412, 900	351, 900	286, 500
90		529, 100	472, 300	413, 700		286, 600
91		529, 600	473, 200	414, 200		286, 700
92		530, 100	473, 700	414, 800		286, 800
93		530, 600	474, 200	415, 500		286, 900
94			474, 700	415, 900		
95			475, 200	416, 500		
96			475, 700	417, 000		
97			476, 100	417, 100		
98			476, 500	417, 700		
99			476, 900	418, 300		
100			477, 300	418, 800		
101			477, 700	419, 300		
102				419, 800		
103				420, 300		
104				420, 800		
105				421, 300		

106				421, 500		
107				421, 700		
108				421, 900		
109				422, 000		

別表第 2(第 15 条関係)

地域	支給割合
神奈川県川崎市	100 分の 10
東京都千代田区	100 分の 10

備考 この表の地域欄に掲げる名称は、平成 27 年 4 月 1 日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。